

指定校変更承認基準

「浦添市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則」第3条に基づき、本市の指定校変更承認基準は、表のとおりとする。

区分	承認要件	対象学年	承認期間	変更可能な学校	提出書類
留守家庭	①両親共働きによる日中留守家庭のため、下校後に祖父母宅等（学童を除く）に預ける場合 ※預かる方も一緒に申請に来てください。（本人確認・意思確認を行います。）	小学校 全学年	卒業まで	預かり先の所在する通学区域の学校	・指定校変更申請書 ・児童預かり証明書 ・勤務証明書又は自営業申告書 ・預かる方の身分証明書
	②両親共働きによる日中留守家庭のため、保護者の職場で預かる場合				・指定校変更申請書 ・勤務証明書又は自営業申告書 ・児童預かり証明書（自営業以外の方）
	③保護者の通勤途中にある学校を希望する場合 ※指定校区内の学童へ入所できない合理的な理由が認められる場合に限る				・指定校変更申請書 ・勤務証明書又は自営業申告書 ・児童預かり証明書（自営業以外の方） ・理由書 ・学童待機証明書
指定校変更許可区域（調整区域）	「通学区表別表第3」に記載のある地番で学校を変更したい場合	全学年	卒業まで	区域表参照	・指定校変更申請書
兄弟姉妹関係	同一世帯の兄弟姉妹が在籍しており、通学や学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められる場合	全学年 小中学校 入学時	卒業まで	兄弟姉妹が在学している学校	・指定校変更申請書
転居予定	住宅建築中や賃貸借契約済みだが、すぐに転居できないため、転居予定地の学校へ前もって就学したい場合（就学希望学年の年度末までに転居が可能な方）	全学年	転居予定月の月末まで	転居予定地の学校	・指定校変更申請書 ・建築確認申請書 ・売買契約書 ・物件引渡証明書 ・賃貸借契約書 ・誓約書

区分	承認要件	対象学年	承認期間	変更可能な学校	提出書類
市内転居	市内転居で学校区が変わる場合	全学年	卒業まで	在学している学校	・指定校変更申請書
指定校変更児童の中学校入学	指定校変更している児童が中学校入学する際、卒業する小学校区から進学できる中学校を希望する場合	中学校 入学時	中学校 卒業まで	※指定中学校が2校に分かれる場合、 ①現住所が卒業する小学校区から進学できる指定中学校に該当していれば、その中学校とする。 ②①に該当しない者は、卒業する小学校区から進学できる指定中学校のうち、現住所から徒歩による最短距離中学校とする。	・指定校変更申請書
部活動	継続して行っている特定のスポーツ活動や文化活動を内容とする部活動が指定された中学校に無く、実施している中学校を希望する場合	中学校 入学時	中学校 卒業まで	自宅から徒歩で最短距離の中学校 ※条件等について ・保護者は、指定校において新たに部の創設ができないかについて学校側と話し合いを持つこと。 ・指定校変更承認後は、原則として指定校へ戻ることはできないものとする。 ・その他、入学時の状況に応じて許可できない場合がある。	・指定校変更申請書 ・小学校長の意見書 ・指定校、承認校の意見書
その他	①DV・ストーカー・いじめ・不登校により指定校への通学が著しく負担になると予測される場合	全学年	必要な期間	浦添市立小中学校	・指定校変更申請書 ・理由を証明する書類（学校長の意見書等）
	②当山小（過大規模校）から浦城小・港川小・沢岨小（過大・大規模校）以外の学校へ就学を希望する場合	小学校 全学年	卒業まで	浦城小・港川小・沢岨小（過大・大規模校）以外の学校	・指定校変更申請書

※指定校変更に伴う児童生徒の安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定校変更に関しては就学希望学校の運営に支障が無い場合において許可されることとする。

※留守家庭③の合理的な理由とは、「指定校区内の学童の場合、保護者の勤務地から学童の開所時間内にお迎えが間に合わない」「指定校区内の学童が定員超過により入所できない」等をいう。

※友人関係や習い事等の理由は、指定校変更承認基準に該当しない。